

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年4月1日 (第2回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県玖珠町 (44626)
地域名 (地域内農業集落名)	森・四日市地域 <small>(下町、片平田、金山町、平原、八幡、鉄砲町、轟、久恵、伏原、旭谷、八重垣、鬼丸、小野、内帆足、片草、大九郎、内山、須山、鹿倉、内松、小場、鳴川、十の釣、四日市)</small>

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	161.0	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	94.2	ha
② 田の面積	128.8	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	32.2	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21.4	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3	ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	—	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	—	ha

(備考)④については現在農地を賃貸借を行っている面積を含む。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

森・四日市地域は、かつての森藩の藩庁が置かれた城下町で、国の指定名勝・旧久留島氏庭園、国指定史跡・角牟礼城跡など、国指定の文化財が今なお残る文化的な地域である。周囲には、国の天然記念物「大岩扇山」、豊の国名水15選「清水瀑園」など豊かな自然や清流の恵みを受け、水稻を中心にトマト、ぶどう、桃、梨、とうもろこし、椎茸、肉用牛、WCS等も盛んに栽培されている。農用地は、未整備田が多く、耕作条件は良くない。また、認定農業者や集落営農法人等による農地の保全・管理及び担い手対策を行う仕組みができない状態であり、農地集積・集約の推進が厳しい。更に、本地域でも、少子・高齢化による影響が大きく、今後、若者の参入による担い手対策が求められている。

【地域での課題】

◆農地・農業設備

- ・上流部で水が少ない農地があるため、農産物生産の障壁となっている。
- ・集落営農法人会員も高齢化が進んでおり、オペレーターが足りていない。また、後継者も増えていない。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いいため、農業経営が厳しい状況である。
- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。
- ・畑地化にすることは大変困難。
- ・水路の維持ができない。

◆農作業

- ・鹿、猪が多く、鳥獣被害が多い。また、柵やネットの管理も大変。
- ・中山間地域で、法面等の草刈が大変。効率が悪い農地が多い。

◆農業経営

- ・米、野菜が安いいため、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また今後の水稻経営が不安定な状況である。
- ・イノシシ、鹿等の被害により収量減少が発生し、またその対策に労力を要している。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いいため、農業経営が厳しい状況である。
- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。
- ・農作業はどの行程も労力が必要なため、省力化や作業効率を行う必要がある。

◆担い手、後継者

- ・高齢化により若手生産者・後継者が少ないため、農家経営を望む者が少なくなっている。
- ・農産物の価格が安いいため、若者の農業離れとなっており、担い手の育成の障壁になっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

森・四日市地域の農用地は、未整備田が多く、耕作条件は良くない。また、認定農業者や集落営農法人等による農地の保全・管理及び担い手対策を行う仕組みができない状態であり、農地集積・集約の推進が厳しい。農家の高齢化、後継者不足が課題である。そういう状況の中、地域農業を担う、集落営農組織の検討や地域外からオペレーターを担い手として受け入れ、将来を見据え、地域内の安定した農業・地域づくりが必要である。

高校生や若者の意見を聞きながら、若手の新規参入者を募る取組を実施していく。

【農地・農業設備】
 ・今後の高齢化に伴い、農地貸出動向を調査し、意欲ある生産者へ貸付が行えるように農地マッチングの取組を進める。

【農作業】
 ・自動草刈り機等、スマート農業の導入の検討

【農業経営】
 ・地域の特産となる農産物のブランド対策を検討し、農産物の高付加価値による独自の取組を模索し、農家所得向上を行う。
 ・コスト低減の取組を行うために、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機関と連携して進める。
 ・イノシシ、鹿等による鳥獣被害が多発しているため、引き続き対策を講じるとともに、関係機関と連携して有効な対策が講じられるよう取組を進める。また、若手に狩猟をしてもらうよう話し合いを行っていく。
 ・今後の農業経営を行う上で、町や大分県、JAなどの関係機関と生産者との情報共有及び連携が重要なため、連携強化の取組を行う。
 ・米以外の栽培品目の検討
 ・地域の若者に農作業を養成し、第三者継承の検討を行う。

【担い手・後継者】
 ・担い手不足を解消するため、地域内で意欲のある生産者の体質強化を推進させる。
 ・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営と暮らしが行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取組を地域・行政がともに環境整備の取組を行う。
 ・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。
 ・若者や外国人に農業をしてもらう取組を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	22.6	%	将来の目標とする集積率	22.9	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

当該地域では、圃場整備された農地と未整備圃場となる農地が存在する。そのため耕作条件の良い圃場で、且つ集团的農地の確保が行える圃場について優先的な取組を実施する。また各経営体や作付け品目等の個別状況に応じて効率的な営農が行える取組も進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

・農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。そのほか、収用等が行われている農用地について、担い手等の意向を踏まえつつ、有効活用が行えるように関係機関との検討を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

・農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。今後農地所有者の貸出意向が増加する見込みであるため、貸付意向を的確に把握し、農地借受け希望者へのマッチングを適切に進める。将来的には当該地域での担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組

・未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低いため、受け手が少ない状況でもある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。
 ・農業用施設としては、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の農村を守るため必要な水路等の改修及び実情に即した対策等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組みづくりを実施する。
 ・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。
 ・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、空き家活用など地域住民と連携した取組を検討し、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。